第四条に次の一項を加える。

4　前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

○文部科学省告示第七十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　文部科学大臣　馳　浩

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十五号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　文部科学大臣　馳　浩

高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準

一　当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。

二　当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。

三　高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第四号の規定に基づき、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　文部科学大臣　馳　浩

第二十三号中「外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、」を削り、「の認定を受けたもの」を「から教育活動等に係る認定を受けた教育施設」に改め、同号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、十八歳に達したもの

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十四条第五号の規定に基づき、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　文部科学大臣　馳　浩

本則に次の一号を加える。

六　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、十七歳に達したもの

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文化庁告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人日本醸造協会を指定したので、同条第三項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月三十一日　文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧醸造試験所第一工場	一棟	平成二十六年十二月十日文部科学省告示第百七十六号	国（文部科学省）	東京都千代田区霞が関三丁目二番二号	東京都北区滝野川二丁目六番

○厚生労働省告示第百二十号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十八年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率